④　本工事は、コンクリート下部工事（プレキャスト製品は対象外）を対象に探査装置を用いた非破壊試験により、鉄筋の配筋状態及びかぶりが適正に確保されているか確認を行い、微破壊試験又は非破壊試験によりコンクリート構造物の強度が適正に確保されているか確認を行う品質管理手法を試行する工事である。

⑤　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事であり、詳細は特記仕様書による。

⑥　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑦　本工事は、掘削・支保工(トンネル工(坑口工）ＤⅢパターン)、坑口付工、トンネル仮設備工、作業土工（橋梁下部)、深礎工、仮橋・仮桟橋工、土留・仮締切工、準備費、技術管理費について、申請書と併せて歩掛見積の提出を求め、作成・決定した歩掛を競争参加資格有りと通知した企業に対して通知する工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑼　予算成立の事情により、本工事の入札日を変更又は取消することがある。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。)における平成23・24年度「一般土木工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

⑶　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。(上記⑵の再認定を受けた者にあたっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。)。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　平成８年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。

同種工事とは、下記の㋐・㋑の要件を満たす工事とする。

㋐　同一トンネルで、ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積（覆工後の内空面積）55㎡以上のトンネル工事の施工実績を有すること。

㋑　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）15m以上の工事の施工実績を有すること。(歩道橋及びフーチングのみの場合は除く)

ただし、上記㋐・㋑は同一工事でなくてもよい。

共同企業体の構成としての実績は出資比率が20%以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

協業組合及び企業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。)が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑺　「覆工コンクリート及びインバートコンクリートの品質・耐久性向上に関する施工計画」及び「下部工コンクリートの品質・耐久性向上に関する施工計画」が適正であること。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成８年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑹の同種工事の工事経験を有する者であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

協業組合及び企業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

追って、当該実績の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑼　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。)、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある物の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。(入札説明書参照)

3　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性　「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

②　施工体制確保の確実性　「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。

２）技術提案（具体的な施工計画)(加算点)

①　覆工コンクリート及びインバートコンクリートの品質・耐久性向上に関する施工計画　覆工コンクリートの品質・耐久性の向上を図るために、覆工コンクリートの緻密性等を向上させるための手段について着目し評価する。さらに当該トンネルは地質状況から、全線にわたりインバートコンクリートを施工するため、トンネルの構造物の安定性・耐久性に係わるインバートコンクリートの品質・耐久性を向上させる手段にも着目し併せて評価する。

②　下部工コンクリートの品質・耐久性向上に関する施工計画　塩害・中性化等の劣化を防ぎ、コンクリートの耐久性及び構造物の安全性の向上を図るために、橋脚及び橋台のコンクリートの緻密性等を向上させる手段に着目し評価する。

⑵　入札参加者は「価格」、「覆工コンクリート及びインバートコンクリートの品質・耐久性向上に関する施工計画」、「下部工コンクリートの品質・耐久性向上に関する施工計画」をもって入札し、次の要件に該当する者のうち、下記⑶によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であること。